

(添付書類)

誓 約 書

笠間市長 様

私は、笠間市移住体験施設を利用するに当たり、笠間市移住体験等事業実施要綱の規定を遵守します。

また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱第3条に規定する利用者の要件を満たしていること、また、滞在期間中は居住者としての自覚を持ち、笠間市の生活文化、自然環境への理解を深め移住を体験することを誓約します。

年 月 日

氏 名 (自筆) _____

【利用者の要件】

- ①市外に住所を有する者
- ②市への移住を検討している者
- ③レポートの提出など市が求める取組を実施する者
- ④同一年度内の利用実績が2回及び複数年度における利用実績が4回を超えない者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員でない者又は同条第2項に規定する暴力団員と密接な関係を有していない者

【利用者の遵守事項等】

- ①敷地を含む体験施設及び体験施設の付帯設備（備品、物品、消耗品を含む。以下「施設等」という。）に対して損傷、汚損、模様替え、土地の形状又は形質の変更及び庭木の伐採等を行わないこと。
- ②指定された場所以外への車両等の乗入れ及び駐車を行わないこと。
- ③人身等に危険のおそれがある行為及び騒音等、近隣及び他の住民等に迷惑となる行為を行わないこと。
- ④事故のない火気の取扱い及び水道の凍結防止に十分に留意するとともに、利用期間の最終日においては清掃を行った上で退出を行うこと。
- ⑤物品の販売、寄付の要請、興行、展示会、宗教の普及行為その他これらに類する行為を行わないこと。
- ⑥ペットを同伴しないこと。
- ⑦文書、図書、その他印刷物等を貼り付け、又は配布しないこと。
- ⑧事前の申出により市長が認めた場合を除き、申込書に記載した利用者以外による施設への立入りを行わないこと。また、体験施設の転貸を行わないこと。
- ⑨その他、施設の利用に関し市長が必要と認める事項を遵守すること。

【明渡し・現状回復等】

- ①利用期間が満了又は利用が中止された時は、遅滞なく体験施設を明け渡し、現状回復の上、鍵の返却を行うこと。
- ②管理上必要がある際に行う職員の立入り及び必要な指示に従うとともに、施設等を破損等した場合は、原則として損害を賠償すること。